

ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業・広報クリエイティブ等事務局委託業務 仕様書

1 業務名

ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業・広報クリエイティブ等事務局委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 事業概要

(1) 趣旨

ひょうご観光本部（以下、「本部」と言う。）が実施する標記事業は、県内空港における国内就航路線の航空会社及び就航先DMO等と連携し、相互に観光地の魅力を見出した情報発信を実施するなど観光市場の活性化を図るものである。

令和4年度は全国12都市（羽田を除く）とのネットワークを有する神戸空港の就航先DMO等との連携を強化し、将来的に、同空港でつながる全ての就航先と「ローカルtoローカル」のネットワーク構築を目指している。については、効果的な情報発信等により効果的・効率的に事業を推進するため、その広報及びクリエイティブに係る事務局業務を委託する。

(2) 連携先【連携先県】

本年度は、これまで実施してきた青森県（青森空港）に加え、茨城県（茨城空港）及び長野県（松本空港）と連携する。

(3) 【委託業務内容】

ア オウンドメディアの管理・運営

イ PR動画を活用したメールマガジンの配信

ウ アンバサダーのデータ管理

エ プレゼントの調整

オ アンバサダーの募集

カ 航空券等及び物産進呈に係る手続

※1 航空券は「特割」や「いま得」運賃など予約時点において最安値の割引運賃を想定。

※2 航空券+宿泊のパッケージ旅行商品は※1の割引運賃の往復分と同額程度を想定。

キ 上記事務手続に伴う関連事務

4 具体的な業務内容

次の（１）～（６）の業務を委託する。

実施にあたっては、随時、本部及び株式会社フジドリームエアラインズ、スカイマーク株式会社等航空会社と協議、連携しながら進めること。

（１）オウンドメディアの管理・運営

観光情報を効果的に発信するためのオウンドメディア（本事業専用WEBサイト（<https://www.2way-airtravel.com/>））の適正な管理・運営。

（２）PR動画を活用したメールマガジンの配信

ア 内容

獲得したアンバサダーを繋ぎ留めるため、アンバサダー向けに定期的なメールマガジンを配信する。

毎月1回（年12回、ただし本年4月は契約前であるため、1回分は年度内のいずれかの月に2回）配信する。県内市町の作成済PR動画（30秒～3分間程度）を収集し、選定、メールマガジンを活用して発信する。

上記の実施のため、兵庫県内市町のPR動画をチェックし、その月に相応しいPR動画案を複数選定し、本部と協議の上決定。当該市町に、趣旨を説明の上、使用許可を得る。

PR動画をオウンドメディア（本事業専用WEBサイト（<https://www.2way-airtravel.com/>））に掲載するとともに、アンバサダーにメールマガジンで周知する。

（３）アンバサダーのデータ管理

下記既存データ及び今後獲得するアンバサダーのデータの適正な管理を行う。

兵庫	2,731
青森	577
茨城	501
長野	360
鹿児島	357
計	4,526

（４）プレゼントの調整

ア 前提

PR動画視聴者に対するプレゼント企画として、アンケートに回答した視聴者の中から数名にプレゼントを進呈する。

イ 手続概要

上記アのプレゼント（景品）は、掲出動画の主要関連先から提供（送付も依頼）いただくこととし、これに係る依頼・調整を行う。

（５）アンバサダーの募集

前述のとおり年3回（6・9・12月を想定※）実施するアンバサダーの募集では、マーケティング手法を駆使し、可能な限り多くのアンバサダーを獲得すること。

※募集方法、獲得数見込みを提示すること。

(6) 航空券等及び物産進呈に係る手続

ア 内容

年3回（6・9・12月を想定※）実施するアンバサダー募集では、連携就航地間の往復航空券を進呈することにより多数の応募を確保する仕組みを採用している。

※実施日は本部と協議の上決定

イ 事務項目

アンバサダーへの航空券（又は航空券+宿泊のパッケージ旅行商品）等の進呈に伴う当選アンバサダーの選定、当選者との旅行日程等に係る連絡調整（変更等調整も含む）及び航空券等の手配。

※1 航空券は「特割」や「いま得」運賃など予約時点において最安値の割引運賃を想定。

※2 航空券+宿泊のパッケージ旅行商品は※1の割引運賃の往復分と同額程度を想定。

ウ 進呈航空券等の数量

行先	1回目		2回目		3回目		小計	連携先	合計
兵庫県→連携先県	ペア2組	4名	ペア2組	4名	ペア2組	4名	12名	3県	36名
連携先県→兵庫県	ペア1組	2名	ペア1組	2名	ペア1組	2名	6名		18名

エ アンバサダーによる旅行経験のSNSの発信

航空券を獲得したアンバサダーには、就航地の旅行体験を自身のSNSで発信していただくことにしているが、当該発信にかかる説明、フォローを行う。

※リアルな口コミによる情報発信により、インフルエンサーとして自身のフォロワーを中心に誘客に繋げる。ただし、誹謗中傷や公序良俗に反する内容の場合は投稿の修正や削除を依頼する。

オ 航空券の手配及び関係先との精算

手配及び関係先との精算を遅滞なく実施する。

※立替金払いが発生する場合がありますので対応すること。

5 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」を観光本部に提出しなければならない。データは編集可能なものを提出すること。提出したデータは観光本部に帰属することとする。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和5年3月15日（水）

6 委託料の上限額

委託料の上限額は、4,480,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

7 精算・支払い

請求書を受領後、令和5年4月末日までに精算を行う。なお、部分払いについては協議のうえ認めることがある。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業に係るすべての書類、データ・写真またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。公募資料はすべて公開しない。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 委託契約の締結
 - ア 契約に関する事務は委託者で行う。
 - イ 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ウ 契約条項は、委託者において示す。
 - エ 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) 契約の解除
 - ア 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部または全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部または全額の返還を求める場合がある。
 - イ 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (8) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (9) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行

使しないことを担保すること

- (10) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること
- (11) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。